

議第73号

高島市特定公共賃貸住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和4年8月31日

高島市長 福井正明

高島市特定公共賃貸住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正
する条例

高島市特定公共賃貸住宅の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第1条第3号」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第1条第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 同居親族等 施行規則第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第5条中「次条第1項第2号」を「次条第2号」に改める。

第6条第1号中「親族」を「同居親族等」に改め、同条第3号中「同居親族」を「同居親族等」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 入居しようとする者および同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないもの

第29条中「同居を認められた親族以外の親族」を「認められた同居親族等（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。